

健康	☐ 妊娠中である → 妊産婦健康診査受診票の交換と母子保健サービスの説明を受ける ☐ 1歳未満の子どもがいる → 乳児健康診査受診票の交換と母子保健サービスの説明を受ける ☐ 7歳6か月未満の子どもがいる → 乳幼児健診・予防接種など、母子保健サービスの説明を受ける *妊娠中・7歳6か月未満の子どもの転入の際は、必ず母子健康手帳をご持参ください	健康増進課 (1階)	  市民サービス課
	☐ 成人の健康情報を知りたい → 各種健康診査（国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方のみ）・がん検診・健康相談・健康学習などの説明を受ける （広報等で日程のお知らせをします） ※日程や詳細はホームページでも確認できます。  健康診査ホームページ 二次元コード  がん検診ホームページ 二次元コード  健康相談ホームページ 二次元コード		
福祉	☐ 障がい者・ひとり親家庭・両親のいない児童で医療費の助成を受けていた → 福祉医療 の申請（※所得等の条件あり） ☐ 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳 を持っている → 居住地等変更手続き、または新規手続き、障がい者福祉タクシーについて要件確認 ☐ 自立支援医療受給者証 を持っている → 住所変更手続き ☐ 特別障がい者手当 を受けている → 住所変更手続き ☐ 特別児童扶養手当・障がい児福祉手当 を受けている → 住所変更手続き ☐ 障がい福祉サービス の支給決定を受けている → サービス利用のための申請が必要 ☐ NHK受信料の減免 を受けたい → 申請手続き ☐ 透析で通院している → 申請手続き（通院距離等の条件あり）	福祉推進課 (1階)	  市民サービス課
介護	☐ 65歳以上 である → 介護保険料などの説明を受ける ☐ 要介護・要支援認定 を受けている → 要介護・要支援認定申請手続き （あれば 受給資格証明書の提出 ） ☐ 40歳以上で介護保険施設に直接入所する → 介護保険に係る 住所地特例等の説明 を受ける ☐ 40歳以上で障がい者福祉施設等へ直接入所する → 介護保険に係る 適用除外の説明 を受ける ☐ 施設やショートステイを利用する → 負担限度額認定の申請手続き（※対象とならない場合もあります）	高齢者福祉課 (2階)	  市民サービス課
税金	☐ 市税[市県民税・固定資産税・軽自動車税(種別割)]の納付を口座振替にしたい → ご希望の金融機関の窓口で口座振替登録の手続き ☐ 転入前の市区町村で原付バイク、ミニカー、小型特殊自動車などを所有していた → 登録手続きとナンバープレートの受け取り ※軽四輪を所有している方は「軽自動車検査協会 Tel: 050-3816-3083」、軽二輪・二輪の小型自動車を所有している方は「運輸支局 Tel: 050-5540-2071」で住所変更の手続きを行ってください	市民税課 (2階)	  市民サービス課

教育	☐ 小・中学生の子どもがいる → 転校手続き 	教育委員会 学校教育課 (4階)	
	☐ 就学援助を受けたい (※所得等の条件あり) → 制度の説明を受ける 	教育政策課 (4階)	
生活	☐ ごみの収集申請 → 分別方法や収集日について説明します ごみの収集カレンダー、ごみの分け方・出し方ガイドブックは、本庁西側玄関入口及び行政センターにも置いてありますので、お住まいの地区を確認してお持ち帰りください ※近隣地区との区境または区境近くにお住まいの場合は、お住まいの地区の収集日ではなく近隣地区の収集日となることがあります ご不明な場合は TEL:0853-21-6988 までお問合せください	環境施設課 (4階)	  市民サービス課
	☐ 犬を飼っている → 犬の登録の変更手続き (鑑札の交換)	環境政策課 (4階)	
	☐ 広報紙「広報いずも」は毎月1回、20日 (土日祝日の場合はその前日) に発行しています。 入手方法は右記の二次元コードからご確認ください。 広報いずもの入手方法▶ 	広報課 (3階)	 地域振興課  市民サービス課
	☐ 暮らしに役立つ行政情報を分かりやすくまとめたガイドブック「くらしの便利帳」を作成しています。 電子書籍版を市のホームページに掲載していますので、右記の二次元コードからご確認ください。 くらしの便利帳の詳細▶ 		
	☐ 災害の発生するおそれのある場所を知りたい → 洪水や土砂災害の危険箇所を説明のうえ、防災ハザードマップをお渡しします (防災ハザードマップは、お住まいの地区のコミュニティセンターにも置いてあります)	防災安全課 (3階)	 地域振興課  市民サービス課
	☐ 災害情報等の提供を受けるため、防災行政無線の戸別受信機を設置したい → 設置申し込み ※市から無償で (1世帯1台まで) お貸ししますので、ぜひ設置してください。貸出料は無料ですが、申込時に加入料 5,000 円 (1回) が必要です	防災安全課 (3階)	 地域振興課  市民サービス課
	☐ 移住者への助成制度を知りたい (条件あり) ※電話でのご相談は、TEL:0853-21-6629 へ  助成制度一覧 QR コード	縁結び定住課 (5階)	  市民サービス課
	☐ 水道の使用を中止する・開始する→閉栓・開栓手続き (インターネットで手続きできます) ※電話での手続きは、TEL:0853-21-3511 へ ☐ 下水道使用料が人数制の世帯である → 人数変更手続き ※電話で手続きができます TEL:0853-21-3511 ◆斐川地域及び島村町で水道をご利用の方は、 斐川栄道水道企業団で手続きしてください TEL:0853-72-8215	上下水道局 (地図参照) 上下水道局  斐川栄道 水道企業団 	 東部上下水道事務所  西部上下水道事務所  斐川栄道水道企業団

市営墓地	□市営墓地の 使用者 である → 使用者の住所変更手続き(変更の届出が必要です)	環境政策課 (4階)	
その他	□郵便物等を新住所に届くようにしたい → 郵便局で転居届の手続き(身分証明書が必要)		郵便局

